

労働者派遣事業許可及び更新申請に必要な資産要件

①～③全て該当すること

- ①資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が、2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。
- ②基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ③自己名義の現金・預金の額が、1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。

【貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	E
.....	負債の部合計	C
.....	純資産の部	
営業権(のれん)及び繰延資産	B
.....	純資産の部合計
資産の部合計	A	負債及び純資産の部合計

① $A - B - C = D$ (基準資産額) $\geq 2,000$ 万円

② D (基準資産額) $\geq C \times 1/7$

③ $E \geq 1,500$ 万円

※上記の額は派遣事業を行う事業所が1事業所のみの場合です。

例：本社とA支店、B支店の3事業所で、派遣事業を行う場合

①基準資産額は、 $2,000$ 万円 $\times 3 = 6,000$ 万円

③現金・預金の額は、 $1,500$ 万円 $\times 3 = 4,500$ 万円